

パートナー事業所になるためには

① エコハ券の受入方法（割引かサービスのどちらか）を決めます。



② 『環境地域通貨「エコハ」パートナー事業所登録申込書』に必要事項を記入し、市に提出します。



③ 市が申込内容を審査後、パートナー事業所として登録し、証票を交付します。

パートナー事業所に守っていただきたいこと

- (1) 正当な理由なくエコハ券の受入れを拒まない。
- (2) エコハ券の交換、譲渡及び売買を行わない。
- (3) エコハ券の発行目的に反する行為を行わない。

問合せ・申込窓口

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 市民環境部 環境政策課

Tel:0836-34-8245 Fax:0836-22-6016

E-mail: info-envi@city.ube.yamaguchi.jp



宇部市環境地域通貨事業



環境地域通貨「エコハ」の パートナー事業所を 募集します！



宇部市 市民環境部 環境政策課

環境地域通貨「エコハ」(エコハ券)について

市では、市内の店舗等で使用できるエコハ券を発行しています。

エコハ券は、環境に配慮する市民の行動を評価し、その行動を応援するために発行する地域通貨です。

多くの事業所に御協力いただき、多くの方に積極的に使用していただくことにより、次の効果を期待しています。

- (1) 市民や事業者の環境意識が向上するとともに、市民・事業者・行政でお互いのできる力を提供しあうことで、協働による環境のまちづくりが推進できます。
- (2) 環境保全活動や市の環境事業への運営協力を行うことで、市民同士の交流や同じ価値観を共有できる仲間づくりができ、コミュニティ活動が活性化します。
- (3) エコハ券を割引券またはサービス券として使用することで、パートナー事業所の顧客拡大につながるとともに商業の活性化が図られます。

つきましては、環境地域通貨「エコハ」の趣旨に御賛同いただけるパートナー事業所を募集中です。皆様の積極的な御参加をお待ちしています。



エコハ券について



- (1) 単 位 エコハ
- (2) 種 類 50 エコハ券 1 種類
- (3) 交 付 数 原則として、1 回の対象行動に対し 2 枚交付 (計 100 エコハ)
- (4) 有効期限 交付日から 6 か月間
- (5) 使用方法
 - ① 割 引 1,000 円 (消費税及び地方消費税込み) の利用ごとに 1 枚 (50 エコハ) 使用することで、50 円割引 (1 エコハ=1 円)
 - ② サービス ワンドリンク無料など、パートナー事業所が設定したオリジナルのサービスを提供

パートナー事業所の申込みについて

パートナー事業所は、登録制とします。

エコハ券は、登録された事業所及びその受入条件においてのみ使用することができます。

- (1) 募集期間 平成 25 年 5 月 14 日 (火) ~
- (2) 対 象 市内の事業所
※業種等によっては対象とならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- (3) 役 割 市民の環境行動を応援し、エコハ券の受け入れにより割引やサービスを提供します。
- (4) 登録方法
 - ① パートナー事業所の登録を希望する事業者は、『環境地域通貨「エコハ」パートナー事業所登録申込書 (様式第 1 号)』を市に提出します。
※受入方法については、割引かサービスのどちらかを選択してください。
 - ② 市が申込内容を審査した後、パートナー事業所として登録し、証票を交付します。
- (5) 協力期間
協力開始日は、パートナー事業所の登録が完了した日からとなります。
なお、登録時に協力期間終了日の設定はできません。事業所登録を取り消したい場合には、別途、登録抹消する手続きが必要です。
- (6) 申込方法
申込書に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX またはメールにより宇部市環境政策課までお申し込みください。



《エコハ券の流通イメージ》

